

宝塚市告示第 29 号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定により、特定計量器の定期検査を次のとおり実施するので、同法第21条第2項の規定により告示する。

なお検査に際し、宝塚市計量事務手数料条例（平成22年3月31日条例第10号）に定められた検査手数料を指定定期検査機関に直接納付するものとする。

令和6年（2024年）2月27日

宝塚市長 山崎晴恵

1 定期検査対象特定計量器

計量法施行令（平成5年政令第329号）第10条第1項第1号及び第2号に規定する特定計量器（特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項第1号から第4号までに該当するもの）

2 検査区域

武庫川左岸地域

※切畑字長尾山1番地～8番地、10番地～13番地、17番地を含む。

3 検査期日及び検査日

令和6年（2024年）4月1日から令和7年（2025年）3月31日まで（土曜日、日曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する祝日及び休日を除く。）の期間で指定定期検査機関が別に通知する日

4 検査場所

当該特定計量器の所在の場所